

労務 ROAD

■地域別最低賃金が改定されます！

令和元年度地域別最低賃金額及び発効年月日は、以下のとおりです。(一部抜粋)

都道府県	令和元年度 最低賃金	(昨年度 最低賃金)	発効年月日
北海道	861	(835)	令和元年 10 月 3 日
東京	1,013	(985)	令和元年 10 月 1 日
神奈川	1,011	(983)	令和元年 10 月 1 日
愛知	926	(898)	令和元年 10 月 1 日
三重	873	(846)	令和元年 10 月 1 日
滋賀	866	(839)	令和元年 10 月 3 日
京都	909	(882)	令和元年 10 月 1 日
大阪	964	(936)	令和元年 10 月 1 日
兵庫	899	(871)	令和元年 10 月 1 日
奈良	837	(811)	令和元年 10 月 5 日
和歌山	830	(803)	令和元年 10 月 1 日
福岡	841	(814)	令和元年 10 月 1 日
長崎	790	(762)	令和元年 10 月 3 日
沖縄	790	(762)	令和元年 10 月 3 日
全国加重平均額	901	(874)	-

最低賃金は、正社員・パート・アルバイトなどの雇用形態に関わりなく、すべての労働者に適用されます！

パート・アルバイトなどの時給の場合は分かりやすいですが、月給の正社員の給与を時間額で換算すると最低賃金を下回ってしまっていた…ということもあり得ます。下回っている恐れのある方については、下記の方法で一度確認してみてください。

●月給の場合の確認方法

「**固定的賃金(残業・歩合手当や通勤手当等は除く) ÷ 1 カ月平均所定労働時間**」で算出した時間額が、最低賃金の金額以上である必要があります。

【厚生労働省 より】

■就業規則の「周知」の方法は？

労働基準法において、会社は就業規則を作成した場合は従業員に周知しなければならないとされていますが、特に中小企業では周知されていないケースが多いです。

就業規則の周知方法には、以下の方法があります。

	周知方法	具体例
1	常時見やすい場所に掲示	タイムカードの打刻機や掲示板につす
2	会社に備えつける	見やすい場所に社内マニュアルと一緒に置く
3	従業員に交付する	入社時の書面による労働条件の明示の簡略化の目的も兼ねて、就業規則の写しを交付する
4	コンピューターを使用	社内イントラや共有フォルダに保管する

周知されていない場合には就業規則の内容を適用することができないだけでなく30万円以下の罰金が課せられることにもなります。就業規則は作成するだけでなく、上記を参考に、従業員がいつでもアクセス可能な状態にしておく必要があります。

【厚生労働省 より】

VOL.664
(1910-01)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪府中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集担当: 矢尾・君野・川端

このたび河本社労士事務所は
令和元年十月一日をもって
社会保険労務士法人アイデア

に組織変更いたしました。
これらひとえに皆様の
温かいご支援によるものと
心より感謝申し上げます。
代表社員 河本 芳人



先週、お休みをいただき、オーストラリアに行ってきました。オーストラリアではコアラにも労働基準が定められていて、30分働く(人間に抱っこされる)と2日休まなければならないそうです。さわると毛の固い子とやわらかい子がいて、写真の子はふわふわでした。(矢尾)

10月 労務スケジュール

- ・最低賃金の改定
- ・標準報酬月額の時決定の反映(翌月控除の場合)
- ・増税による通勤手当変更
- ・全国労働衛生週間
- ・高齢者雇用支援月間
- ・有給休暇取得促進期間